

技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（案）、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（案）及び技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示（案）に対する意見公募要領

令和6年6月5日
経済産業省貿易経済協力局
貿易安全保障貿易管理課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

平成30年の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）改正によって、事業者の技術等の情報の管理について、国で示した基準に即して守られているかどうかを、経済産業省等の主務省庁の認定を受けた第三者機関（以下「認証機関」という。）による認証を受けられる制度（技術情報管理認証制度。以下「認証制度」という。）が設置されました。

認証制度の普及を進める中、認証を取得するための基準が必要以上に複雑であると認証機関や業界団体から指摘されています。

こうした課題を解決し、更なる制度の普及や事業者に対して認証の取得を促進するため、有識者検討会等で制度見直しの検討を行いました。有識者検討会等で提示された基準の見直し案を踏まえ、「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第3号）」について、現行の告示を廃止し新たに定めるとともに、「技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第4号）」及び「技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成30年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第5号）」の一部を改正することとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- ・技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（案）
- ・技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（案）
- ・技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示（案）

3. 資料入手方法

- （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- （2）窓口での配布

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館14階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年6月5日（水）～令和6年7月4日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-technology_management@meti.go.jp

（電子メールの件名を「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（案）、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（案）及び技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法及び技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（案）」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	

